

資料提供(記者発表) 令和3年6月25日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
商工観光部商業振興労政課 (電話059-229-3114)	商業振興労政課長 廣田 耕次

津市自治会問題に関する損害賠償請求について

このことについて、田邊哲司氏に対して、平成29年度、平成30年度及び令和元年度に津市中心街商業振興会に交付した商業振興事業補助金（商店街等活性化推進事業）相当額の損害賠償請求を行いました。その内容は、下記のとおりです。

記

1 経過

津市自治会問題に関する補助金について調査したところ、津市中心街商業振興会（以下「振興会」といいます。）に交付した補助金に関し、田邊哲司氏が実体上存在しない振興会に係る虚偽の書類を提出して、本市職員を誤信させ、当該補助金を交付させていたことが明らかとなったため、令和3年6月25日（金）に、田邊哲司氏に対し、当該補助金相当額の損害賠償請求を行いました。

2 返還請求等の内容

- (1) 平成29年度に振興会に交付した商業振興事業補助金（商店街等活性化推進事業）（「ひまり」改装費補助）相当額1,500,000円につき法定利率による遅延損害金を付して支払うこと。
- (2) 平成29年度に振興会に交付した商業振興事業補助金（商店街等活性化推進事業）（「ひまり」賃借料補助）相当額9,462円につき法定利率による遅延損害金を付して支払うこと。
- (3) 平成30年度に振興会に交付した商業振興事業補助金（商店街等活性化推進事業）（「ひまり」賃借料補助）相当額220,000円につき法定利率による遅延損害金を付して支払うこと。
- (4) 令和元年度に振興会に交付した商業振興事業補助金（商店街等活性化推進事業）（「小梅」賃借料補助）相当額230,913円につき法定利率による遅延損害金を付して支払うこと。